

改正案	現行
埼玉県地方警察職員定数条例 第一条 (略) (職員の定数) 第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一 警察官 警視 <u>二百九十三人</u> 警部 <u>六百九十一人</u> 警部補及び巡査部長 <u>七千三十二人</u> 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。） <u>三千六百八十三人</u> 二 (略) 2 (略) 第三条・第四条 (略)	埼玉県地方警察職員定数条例 第一条 (略) (職員の定数) 第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一 警察官 警視 <u>二百八十九人</u> 警部 <u>六百八十人</u> 警部補及び巡査部長 <u>六千九百二十六人</u> 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。） <u>三千六百二十九人</u> 二 (略) 2 (略) 第三条・第四条 (略)